

## 八戸市図書館資料収集要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、八戸市図書館条例（昭和27年八戸市条例第31号）第3条に定める事業を行うため、八戸市立図書館、八戸市立南郷図書館及び八戸市図書情報センター（以下「図書館」という。）における資料の収集に関し必要な事項を定めるものとする。

### (基本方針)

第2条 図書館は、市民の知る自由を保障する機関として、市民の自己教育に資するとともに、地域文化の継承・発展に寄与し、適切な図書館サービスを行うことができるよう、市民の要望及び社会的動向に配慮しながら、幅広い資料要求に応じて資料収集に努める。また、図書館は、各館の機能及び特徴を考慮するとともに、協力と分担により効率的な資料収集に努める。

### (資料収集における各館の役割)

第3条 資料収集における図書館の役割は、次のとおりとする

(1) 八戸市立図書館

市民の要望及び利用を考慮し、各分野にわたり幅広く収集するとともに、中心館として、基本図書及び郷土資料の充実並びに古文書の整理に努める。

(2) 八戸市立南郷図書館

地域住民の要望及び利用を考慮し収集するとともに、南郷地区に関する資料の充実を努める。

(3) 八戸市図書情報センター

八戸駅に立地しており、乗降客が多いという特性から、新聞、雑誌、郷土資料及び視聴覚資料の充実を努める。

### (資料収集にあたっての留意点)

第4条 資料の収集にあたっては、次に掲げる点に留意する。なお、収集した資料にどのような思想や主張が含まれていても、それを図書館及び図書館員が支持することを意味するものではない。

(1) 多様な意見のある問題については、多角的な観点から幅広く収集する。

(2) 思想、信条、学説、宗教等にとらわれることなく自由かつ公平に扱う。

(3) 図書館員の個人的関心や好みによって選択しない。

(4) 個人、組織又は団体からの圧力や干渉によって収集の自由を放棄しない。

(5) 収集によって起こる紛争をおそれて自己規制しない。

### (資料別収集方針)

第5条 収集する資料の種類と収集方針は、次のとおりとする。

(1) 図書

① 一般図書 市民の教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とした基本的及び入門的なもの

- ② 児童図書 言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けることを目的とするもの
  - ③ 参考図書 辞典、事典、年鑑、白書、統計書、地図等住民の調査研究に資することを目的とするもの
  - (2) 逐次刊行物
    - ① 新聞 国内発行の主要全国紙、八戸市周辺の主要地方紙並びに利用度の高い専門紙及び機関紙
    - ② 雑誌 国内発行の各分野における基本的雑誌（ただし、高度な専門雑誌、娯楽雑誌及び漫画雑誌を除く。）
  - (3) 官公庁出版物
    - ① 政府諸機関発行のもので、主要なもの
    - ② 地方公共団体その他公的機関発行のもので、必要度の高いもの
  - (4) 郷土資料
    - ① 八戸市及び八戸市と密接な関係を有する地域に関するもの
    - ② 八戸市にゆかりのある創作者によるもの
    - ③ 八戸市、青森県及び八戸市周辺市町村並びにその他公的機関が作成し、及び発行したものの
  - (5) 視聴覚資料  
著作権処理済の資料であって館外貸出しが可能なもの
  - (6) その他
    - ① マイクロフィルム及びパンフレット等で必要なもの
    - ② 調査研究に資する写真及び電磁的記録媒体
    - ③ その他八戸市立図書館長（以下「館長」という。）が特に必要と認めるもの
- 2 資料の選定にあたっては、図書館員の合議によって行い、館長が決定する。

#### （収集対象外資料）

第6条 次に掲げる資料は、これを収集しない。ただし、館長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 人権又はプライバシーを侵害する内容のもの
- (2) 公序良俗に反するもの
- (3) 児童及び青少年の健全な育成に不適切な資料
- (4) コミック、ゲームの攻略本及びアイドル歌手やタレント等の写真集
- (5) 学習参考書及び問題集等一個人の使用用途に限定されるもの
- (6) 高度な専門書又は高額な資料であって、利用を見込むことが出来ないもの
- (7) 書き込み、切り貼り、組み立て等特殊な使用用途を前提としたもの
- (8) 破損しやすく保存に適さないもの

#### （リクエスト）

第7条 館長は、第2条の基本方針に反しない限りにおいて、市民から図書館の未所蔵図書資料に対する所蔵要望（以下「リクエスト」という。）を受け付けることができる。

2 前項のリクエストを受け付ける場合は、蔵書構成のバランス及び他の利用者への公平性を著しく損なうことのないよう留意しなければならない。

**(寄贈資料の受領)**

第8条 第4条から第6条までの規定は、寄贈された資料を受領する場合について準用する。

**(収集資料の除籍)**

第9条 館長は、管理上必要と認めるときは、別に定める八戸市図書館資料除籍基準に基づいて、収集した資料の除籍を行う。

**(その他)**

第10条 この要綱に定めるもののほか、資料の収集に関し必要な事項は、別に定める。

**附 則**

この要綱は、平成24年12月10日から実施する。